## イベント事業に係る経費の取り扱いについて

区分	<b>細区分</b> ※以下の内容は経費の例示です	補助対象外となる経費	注意事項•提出資料等
事前周知に要する経費	ポスター、チラシ等の作成費	・イベントの内容と関係ない内容を掲載しているもの ※イベントを実施する商店会が主催する他の事業等の情報で、 その内容が印刷面積の1/10以下である場合掲載可(掲載の際は必ず事前に市へご確認ください。)	・チラシやポスター等の周知物には、「正式な商店会名」と「交付決定を受けたイベント名」を必ず統一して使用してください。(【よくある例】送り仮名の不一致、漢字表記の不一致、実施回数や実施年数の有無、商店会名の愛称使用) ・広告掲載料収入がある場合は、収益事業となります。 【提出資料】作成した現物
	新聞折込費、ポスティング費		
	新聞、雑誌等への広告掲載費 案内看板等の製作費		【提出資料】 掲載された新聞、雑誌等の現物又はコピー 【提出資料】 製作物を設置している様子がわかる写真
	抽選券、福引券等の印刷経費		【提出資料】作成した現物
	コピー代	・内部資料、会議資料等のコピー代	・イベント専用ホームページの新設又は更新のみが対象
	ホームページ作成費	・既存の商店会ホームページの更新	【提出資料】作成したホームページの画面のコピー
要する経費に運営委託に	舞台、模擬店、電気、装飾、照明、音響、イルミネーション等の 設置工事等に係る経費	・商店会が自ら設営する際の、汎用性の高い備品類	
	イベントの企画、運営の委託費	・特定事業者1社への事業の全委託 (いわゆる、業者への丸投げ)	
	会場警備等を委託する経費	17.7 W. A. L. 19.7 W. A. L. 19	・警備業務は、警備業法に基づく資格を有している団体のみ実施可能です。(資格を有していない交通安全協会等は実施できません) ・会場の準備~撤去までの警備が補助対象
	会場備品賃借料		・会場の準備~撤去までが補助対象
	来場者向けのイベント等を行うための経費		・迷路やスポーツイベントの設置費用等になります。来場者向けに行う、三角くじや抽選箱はその他諸経費となります。
景品購入費	抽選会や福引き等の景品 (物品のほか、商店会発行の金 券商品券等を含む)	・景品単価1万円(税込)を超えた部分 ・景品総額90万円(税込)を超えた部分 ・不特定多数の者に事前周知していないもの(入手条件や対象、具体的な品物(種類)、数量等) ・事前周知と内容が異なる場合(事前周知個数を超えて配布する等) ・配布しなかったもの ・参加料を徴収して配布されたもの ・現金、宝くじ、大型店の商品券 【商店会発行の金券商品券等の場合】 ・個店で換金されなかったもの ・有効期限が明記されていないもの	・景品の詳細(内容、個数等)は、チラシやポスター等で事前周知が必要です。詳細がチラシやポスター作成までに間に合わない場合は、別途、景品一覧表等を作成して店頭等にて事前に周知してください。 ・景品表示法に抵触する内容で実施された場合は、事業実施に係る全額が補助対象外となります。 ・末等以外の景品は、原則として当選者が分かる名簿等を作成してください。具備のない場合は、補助対象外となる可能性があります。 【提出資料】全景品の写真、事前周知(チラシ・ポスターの掲示等)の現場写真、景品・記念品精算書、金券・商品券精算書
記念品購入費	イベント参加者や来場者用の記念品	・記念品単価200円(税込)を超えた部分 ・不特定多数の者に事前周知していないもの(入手条件や対象、具体的な品物(種類)、数量等) ・配布しなかったもの	・記念品の詳細(内容、個数等)は、チラシやポスター等で事前周知が必要です。詳細がチラシやポスター作成までに間に合わない場合は、別途、記念品一覧表等を作成して店頭等にて事前に周知してください。(ハロウィンイベント等で参加者へお菓子を配る場合も同様)・景品表示法に抵触する内容で実施された場合は、事業実施に係る全額が補助対象外となります。 【提出資料】記念品写真、事前周知(チラシ・ポスターの掲示等)の現場写真
出演料	イベント出演者に対する出演料	<ul> <li>・1事業者当たり1日100万円以上の部分 (複数の商店会が共催で行う事業においても同様)</li> <li>・出演料以外に支払った交通費、食事代等 (領収書が別になる場合)</li> <li>・出演者への贈答用花束、お土産代</li> </ul>	
その他諸経費	来街者向け保険の保険料	・イベント中止の際に保険金が給付される保険	・イベントの前日~翌日までが対象
	道路使用許可手数料		
	事業系ごみ処理料 イベント事業のために臨時に 雇い入れた短期雇用者賃金 (アルバイト、パート等)	・同一生計のもとにある商店会関係者への賃金 ・イベント目的以外(来賓接待・式典運営等)に従事した場合の 賃金	・事業者にごみ処理を委託する場合は、「会場設営及び運営委託に要する経費」としてください。 ・東京都の最低賃金1,041円(2021年10月1日現在)を下回らないようにしてください。 ・賃金単価設定について、社会通念上の疑義(高額すぎる等)が生じる場合、算定根拠をヒアリングさせていただきます。 ・1日の従事時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩を少なくとも設定してください。(労働基準法第32条) 【提出書類】アルバイト等従事時間記録簿
	個人または団体への謝礼	・商店会会員や関係者、行政機関への謝礼	・領収書・受領書の但し書きには、謝礼を支払った理由を記載してください。 ・公立学校に対する謝礼の場合、受領者は担当の教諭個人として領収書をもらってください。 ・謝礼の金額について、社会通念上の疑義が生じる場合、算定根拠をヒアリングさせていただきます。 【提出書類】領収書(謝礼が物品の場合は受領書)
	備品購入費	・汎用性の高いもの ・備品の修理代	・のぼり旗、横断幕、フラッグ、Tシャツ等を作成する際には、イベント名等を記載し、当該イベントのみに使用することが明確にしてください。 【提出書類】デザインが明確に確認できる写真、備品台帳(次年度以降も補助金を活用したイベントで継続して使用する場合)
	消耗品費	<ul><li>・汎用性の高いもの</li><li>・使用しなかったもの</li></ul>	・商店会で作成のポスター、チラシ等に使用するもの(ラミネートフィルム等)については、使用枚数が確認できる場合のみ対象となります。
	駐車場、倉庫等の賃貸料	・イベント当日以降の倉庫等の賃借料	【提出書類】保管状況のわかる写真
	光熱水費	・使用用途、使用料、使用量が明確にならない場合 ・経常的に契約している電灯の料金	・電源を使用する場合は、臨時電気使用の契約をしてください。
	クリーニング代	・商店会関係者の私物	・商店会が備品台帳を具備して管理する物品や、近隣の町内会等から無償で借用し、返却に当たり生じるクリーニング代のみ対象となります。 【提出書類】備品台帳、借用が確認できる書類
	撮影代	・アルバム代	・現像代や撮影に係る人件費等、複数の経費をまとめて1者に支払う場合は、必ず明細が分かる資料を提出してください。
	振込手数料	・振込口座が記載されている書類の写しで「振込手数料」の金 額が確認できない場合	
	商店会等発行の金券商品券等 の印刷経費	・有効期限が明記されていないもの	・未換金でも配布した分は対象となります。 【提出資料】景品・記念品精算書、金券・商品券精算書